

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年1月4日

横浜市契約事務受任者  
教育次長 木村 奨

1 契約の概要

電気錠コントローラー交換作業

2 履行(納品)場所

横浜市港南区日限山二丁目16番1号  
横浜市立日限山小学校

3 契約日

令和4年9月21日

4 履行日又は履行期間

令和4年9月26日

5 契約金額

85,580円

6 契約の相手方(名称及び所在)

株式会社 アート  
神奈川県川崎市中原区市ノ坪322-7

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和4年9月18日(日)の落雷により、南門電気錠がかかった状態で操作ができなくなってしまった。20日(火)に電気錠のメーカーに連絡し点検をしてもらった結果、職員室の親機コントローラーがショートした可能性が高いとことが判明。施錠したままだと納品業者やコミュニティハウス利用者が使用できないため、応急処置として電気錠を一度開き、木の板を挟んで解錠状態にした。解錠状態だと誰でも出入りできてしまい児童の安全が確保できないため、緊急契約で親機コントローラーの交換を実施した。

8 契約の相手方の選定理由

電気錠メーカーの交換が必要のため、メーカーである業者を選定した。

9 所管

日限山小学校